

総務文教常任委員会

H 2 4 . 3 . 6 (火)

午後 1 時 3 0 分 ~

第 3 委員会室

1 開 議

2 暴力団排除条例について

- 条文及び解説の検討について

- 今後の進め方について

3 その他

- 次回の日程について

目次

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 5 条）

第 2 章 市の施策

第 1 節 市の基本的な施策（第 6 条 - 第 7 条）

第 2 節 市が設置した公の施設の使用の不承認等（第 8 条）

第 3 節 公共工事からの暴力団排除（第 9 条）

第 3 章 事業者の遵守事項等（第 10 条 - 第 13 条）

第 4 章 青少年の健全育成を図るための措置（第 14 条）

第 5 章 雑則（第 15 条 - 第 16 条）

第 6 章 罰則（第 17 条 - 第 18 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、亀岡市からの暴力団排除に関して基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための市の施策、事業者の遵守事項その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

【解説】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものです。

平成 20 年の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）の改正により、「地方公共団体は、事業者、国民またはこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする」（第 32 条第 1 項）と規定され、京都府をはじめ全都道府県で暴力団排除条例が制定されました。

本条例では、京都府条例による規制の及ばない範囲を補完するとともに、亀岡市における暴力団排除活動の促進のために必要な措置を講じ、市民の安全・安心の生活の確保及び青少年の健全育成を図ることを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 暴力団員
 - イ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ 個人で規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - エ 暴力団員がその事業活動を支配する者
- (5) 市民等 市民(市内に住所を有する者及び通勤者、通学者等市内に滞在する者並びに市内に所在する土地又は建物の所有者及び管理者をいう。)及び事業者(市内で事業を行う個人及び法人をいう。)をいう。
- (6) 公共工事 市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。

【解説】

本条は、この条例で重要な意義を持つ用語について解説したものです。

- (1) 第1号の「暴力団」とは、法第2条第2号に規定する暴力団と同じ定義です。
 - 法第2条第2号
 - 「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。」
- (2) 第3号の「暴力団員」とは、法第2条第6号に規定する暴力団員と同じ定義で暴力団の構成員であり、指定暴力団の構成員に限定していません。

法は指定暴力団を反社会的で暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい団体として指定し、当該指定された団体の構成員による一定の反社会的な行為を規制していますが、本条例は、亀岡市からの暴力団の排除を阻害する行為を規制することも内容としており、その対象は、指定暴力団の構成員に限定せず、広く暴力団の構成員(暴力団員)としています。

 - 法第2条第6号
 - 「暴力団の構成員をいう。」
- (3) 第4号イ及びウの「規則で定める使用人」とは、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者並びにそれらと同等以上の職にある者であって、当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を想定しています。

(基本理念)

第3条 暴力団が市内の事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、暴力団排除は、国、京都府、市及び市民等が相互に連携し、及び協力して、社会全体で推進されなければならない。

【解説】

本条は、亀岡市からの暴力団排除を推進する上での基本理念について規定したものです。「暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない」を基本としています。

- (1)「暴力団が市内の事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在」とは、暴力団が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体であること、組織的に行使する暴力とその威力を利用して資金獲得活動を行っており社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であることなどをいいます。
- (2)「暴力団を利用」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用することをいいます。
- (3)「国、京都府、市及び市民等が相互に連携し、及び協力して」とは、組織的に活動する暴力団に対して、国、京都府、市をはじめ市民等すべてが連携、協力して、暴力団排除に取り組むべき姿勢を示したものです。

(市の責務)

第4条 市は、国、京都府、法第32条の2第1項の規定により公安委員会から京都府暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進するものとする。

【解説】

本条は、暴力団排除のために果たすべき市の役割を明らかにするために、その責務について規定したものです。市が、国、京都府、財団法人京都府暴力追放運動推進センター等と連携を図ることにより、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを規定しています。

- (1)「法第32条の2第1項の規定により公安委員会から京都府暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者」とは、財団法人京都府暴力追放運動推進センターをいう。同センターは、暴力団員による不当な行為に関する相談、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動、暴力団からの離脱意思を有する者に対する支援活動等、暴力団排除のための各種事業を行っています。
- (2)「連携を図りながら」とは、組織的に活動する暴力団に対して、市や事業者をはじめ、関係機関等すべてが一丸となり、暴力団排除に取り組むべき姿勢を示したものです。
- (3)「暴力団排除のための施策を推進する」とは、具体的には
- 暴力団若しくは暴力団員の活動の状況又は不当要求の実態等に関する情報の提供
 - 暴力団員による不当な行為への対処方針及び対処方法に関する助言及び指導
 - 各種暴力団排除の行事に関する協力及び後援
 - 暴力団排除に関する知識の普及を図るための広報・啓発等があります。

(市民等の責務)

第5条 市民は、暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、暴力団排除に関する市民等の役割の重要性に関して、第1項において市民の責務、第2項において事業者の責務、第3項において市民等の暴力団排除情報の提供に関する努力義務について規定したものです。

(1) 第1項については、市民が暴力団の組織性に対抗するために、自主的に相互の連携協力を図り一体となった活動を展開すべきであることを規定しています。

暴力団排除を実現するためには、警察官の取締りを含む行政機関の努力だけでは不十分であることから、市民の責務について規定したものです。

(2) 「相互に連携して」とは、市民が一丸となり、暴力団排除のための活動に取り組むべき姿勢を示したものです。

(3) 「暴力団排除のための施策」とは、第4条の解説のとおりです。

(4) 「協力する」とは、市等が実施する暴力団排除を目的とした集会や広報啓発活動に参加したり、暴力団に関する事件情報等を市に提供することなどをいいます。情報の提供については、第3項において具体的に定めています。

(5) 第2項については、事業者が社会的責任を果たし、その事業が暴力団を利することがないよう、事業者の役割を明確に規定したものです。

事業者が事業を営むに当たって、当該事業から暴力団排除のための取組を推進していくことは、業務の健全性及び透明性を確保し、社会的責任を果たすために重要かつ必要なことであり、さらには企業防衛の観点からも不可欠なものです。しかし、暴力団の活動実態の不透明化や資金獲得活動の巧妙化から、事業者が暴力団を利するとの認識がないまま、様々な取引が行われ、これが暴力団排除を阻害する要因にもなっていることから、このように規定したものです。

(6) 「事業」とは、一定の目的を反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいいます。

(7) 第3項については、市民等が、社会生活を営む上で暴力団に関する様々な情報を保有していることが考えられ、こうした市民等からの情報の提供を受けることにより、公共工事等からの暴力団排除等、本条例で定める施策等に反映させて、効果的な暴力団排除を推進するため、暴力団排除に資する情報を知ったときの市への提供について規定したものです。

(8) 「暴力団排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムに関する情報など暴力団の活動実態に係る情報、暴力団事務所の所在地など暴力団の組織実態に関する情報をいいます。

第2章 市の施策

第1節 市の基本的な施策

(市の事務事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるものとする。

【解説】

本条は、市が実施する事務又は事業のうち、公共工事などについては、暴力団の大きな資金源となりがねないことから、現在、要綱に基づき、指名競争入札からの暴力団の排除が行われているところですが、本来、公共工事に限らず、市が実施する事務及び事業の全般から暴力団を排除するために、市が必要な措置を講ずることを明文化したものです。

(1) 「公共工事その他の市の事務又は事業」とは、市が発注する公共工事、補助金・交付金の交付など市が実施する事務又は事業のすべてをいいます。

(2) 「暴力団を利する」とは、暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含みます。

(3) 「暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者」とは、

- 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
- 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

などをいう。

(4) 「必要な措置」とは、市の事務又は事業の相手方が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事業者でないことの確認や、現在公共工事において行われている指名停止の措置のほか、契約後に暴力団関係業者であることが判明した場合の契約解除権の設定など、市の事務又は事業により暴力団を利することを防止するために行う措置をいいます。排除の対象となる事務事業については、排除の根拠となる条例、規則、要綱等を個別に整備し排除の基準を明確にする必要があります。

(市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、京都府と共同して市民等に対し情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深め暴力団排除の気運が醸成されるよう、京都府と共同して必要な広報及び啓発を行うものとする。

【解説】

本条は、暴力団排除のための活動を行うに当たり、市民等が独自の力でそれを行おうとしても、そのために必要な情報等を十分に保有していないと思われることから、市が市民等に対して、暴力団排除のための活動に自主的かつ相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、暴力団排除に関する情報の提供などの必要な支援を行うことを規定したものです。

(1) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団排除のための活動に資する情報の提供をいいます。

(2) 「その他必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団排除のための活動に資する活動全般を指します。

第2節 市が設置した公の施設の使用の不承認等

(市が設置した公の施設の使用の不承認等)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

【解説】

本条は、暴力団員が市の公の施設を利用することにより暴力団に利益をもたらすことがないように、必要な措置を講じるものとして規定したものです。

(1)「地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体」とは、指定管理者制度により管理を行っている法人等をいいます。

○地方自治法第244条の2第3項

「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」

○指定管理者制度

民間の能力や経験を活用することにより、市民サービスを向上させるとともに、可能な限り競争を導入することによって、経費の節減を図るなど、効果的かつ効率的な施設管理運営を目指すことを目的としているもの。

(2)「市が設置した公の施設」とは、市が所有する行政財産のうち、市民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための目的で設置されている施設をいい、直営、又は指定管理者により管理されている施設をいいます。

○亀岡市が管理する公の施設

ガレリアかめおか、亀岡会館、総合福祉センター、亀岡運動公園、市立図書館、市営住宅等

(3)この規定を根拠にして「使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる」のは、暴力団の活動に利用されると認める場合です。例えば、公の施設内で暴力団員が祭典・行事などを行う場合などです。暴力団員が個人的に亀岡運動公園の体育館を利用する場合などは、この規定の「暴力団の活動に利用される場合」には当たりません。

第3節 公共工事からの暴力団排除

(公共工事からの暴力団排除)

第9条 市は、公共工事を請け負わせる契約(以下「請負契約」という。)を暴力団員等との間で締結してはならない。

2 市と請負契約を締結した者(以下「元請契約者」という。)は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約(以下「下請契約」という。)又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約(以下「物品納入等契約」という。)を暴力団員等との間で締結してはならない。

3 次に掲げる者(以下「下請契約者」という。)は、市の請負契約に関して下請契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

(1) 元請契約者と下請契約を締結した者

(2) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(3) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(4) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(5) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(6) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

4 次に掲げる者(以下「物品納入等契約者等」という。)は、市の請負契約に関して物品納入等契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

(1) 元請契約者と物品納入等契約を締結した者

(2) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

(3) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

(4) 前項各号に掲げる者

(5) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

(6) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

(7) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

5 市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前各項の遵守のため、前各項に規定する契約の締結に当たり、その相手方から自己が暴力団員に該当せず、及び第2条第4号イに規定する役員若しくは使用人又は同号ウに規定する使用人のうちに暴力団員に該当する者がいない旨の誓約書を徴しなければならない。ただし、規則で定める場合のほか、当該契約の契約金額(市が発注する1件の建設工事に関し同一当事者間において締結された契約であって前各項に規定するものが2以上あるときは、その契約金額の総額)が150万円未満の場合については、この限りでない。

6 市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前項の誓約書を契約の締結の日から5年間保管しなければならない。

【解説】

本条は、税金の一部が暴力団組織に上納される危険があるような契約を市が暴力団員等と締結することは、税金の使い道として不適切で、市民の理解を得られるものではないことから、市が発注する建設工事の契約について暴力団排除を徹底しようとするものです。

(1) 第2項の「建設業法第2条第4項に規定する下請契約に規定する下請契約」とは、下記のとおりである。

○建設業法第2条第4項

「この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者との建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。」

(2) 「物品納入等契約」とは、法第9条第3号に規定される「資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受け入れ」と同様です。具体的には砂利、砂、防音シート等の物品納入、土木作業員やガー

ドマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置、工事に伴う騒音等に対する住民対策等の役務の提供を受ける契約を指します。

また、「役務」には、公共工事に関し地元の反対や苦情を抑え込んだり、公共工事に関係する様々な主体間の利害を調整するなどのいわゆる「地元対策」の役務も当然含まれます。したがって、本条により、暴力団員等に「地元対策」をさせることは禁止されることになります。さらに、暴力団員等を「コンサルタント」等にして金を流す行為も「コンサルタント」の「役務」として禁止されることとなります。

○法第9条（暴力的要求行為の禁止）第3号

「請負、委任又は委託の契約に係る役務の提供の業務の発注者又は受注者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受け入れを要求すること。」

（3）下請契約者や物品納入等契約者等をそれぞれ本条第3項及び第4項の範囲としているのは、規制の対象を適正に限定しようとしたものです。

（4）第5項については、前4項の遵守のため、相手方から誓約書を徴することを規定したものであり、同誓約書に虚偽記載をして提出した者については罰則を科すこととしています。

（5）「契約金額（市が発注する1件の建設工事に関し同一当事者間において締結された契約であって前各項に規定するものが2以上あるときは、その契約金額の総額）が150万円未満の場合」とは、例えば、市がA道路の舗装工事の公共工事について甲社と5千万円の契約を締結した場合、甲社は150万円以上の請負契約を市と締結することになるので、市は甲社から誓約書を徴する必要があります。また、甲社が同工事について、何回かに分けて乙者と下請契約を締結した場合、最初の契約が150万円未満の下請契約であれば甲社は乙社から誓約書を徴する必要はありませんが、さらに50万円の下請契約を締結した場合は合計200万円となり、2回目の契約を締結する時点で甲社は乙社から誓約書を徴することになります。

しかし、甲社と乙社の下請契約が別工事においてなされる場合はそれぞれの金額で判断し、合計することはしません。

（6）第6項に規定する誓約書の保管については、例えば甲社が乙社と下請契約を行った場合は、甲社が乙社から誓約書を徴することとなり、甲社が5年間誓約書を保管しなければならないこととなります。

第3章 事業者の遵守事項等

（暴力団威力利用行為の禁止）

第10条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

【解説】

事業者がその行う事業に関し暴力団の威力を利用することは、事業の適正を害するとともに暴力団の活動を助長するおそれがあることから、事業者による暴力団の威力を利用する行為を禁止することを規定したものです。

（1）「事業者」とは第2条に示すとおりです。

（2）「その行う事業に関し」とは、事業に関連するものであればその名目を問わず広く該当し、純粋に個人的な立場で行うものについては除外されます。

（3）「暴力団の威力」とは、暴力団の名称が第三者を畏怖させるものを指し、暴力団員や事業者等その関係者が暴力団の名称を語ること、暴力団の紋章をことさらに示すこと等も該当します。

（4）「暴力団の威力を利用」とは、自己の事業に有利なように事業者がそれを活かすことです。具体的には、暴力団が住民に嫌がらせをした場合、嫌がらせそのものは威力の行使であり、事業者がそのような状況を作り出して住民に圧力をかけようとしたことが「威力の利用」です。よって、事業者自らが取引相手に対し、自己の背後には暴力団がついているとほめかすといった言動も暴力団の威力の利用に該当します。

（利益供与の禁止）

第 1 1 条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益の供与を行ってはならない。

【解説】

事業者が、自己の事業の円滑な遂行に資すること等を意図して、暴力団員等に金銭などを渡す行為は、事業の適正を害するものであって、暴力団の排除を市民や事業者が一丸となって進めていくことに反する行為であり、事業者が暴力団員等に対して、金品などの利益の供与を行うことを禁止することを規定したものです。

- （１）「暴力団の活動」とは、違法、合法を問わず暴力団が行う活動全般をいいます。例えば、暴力団が運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売（違法）、暴力団員による役務の提供等が挙げられます。
- （２）「金品その他の財産上の利益」とは、金銭、物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供等であって、これを受ける者にとって財産的な利益がある一切のものをいいます。
- （３）「供与」とは、相手方に金銭、物品等の利益を提供し取得させることをいいます。

（契約時における措置）

第 1 2 条 事業者は、その行う事業に関して契約を締結する場合には、次の事項を契約内容に含めるよう努めるものとする。

- （１）事業者が暴力団員等を契約の相手方としないこと。
 - （２）契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、事業者が催告することなく、当該契約を解除することができること。
- 2 事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方、その取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認し、その取引の相手方に対して、契約時において当該相手方が暴力団員等に該当しない旨を書面で誓約させるなど暴力団排除のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

【解説】

事業者が暴力団と契約を行うことは、暴力団の活動を助長することにつながるとともに、暴力団排除を進めるべき事業者の責務に反するものであることから、事業者に対し、契約の際の措置、取引の相手方が暴力団員等に該当しないことを誓約させるなど必要な措置を講じるなどの義務（努力義務）を課すものです。

- （１）第 1 項については、事業者がその事業の契約の際、契約書に「暴力団員等である場合には契約をしない。」などの内容の文章を入れるよう努めることを規定したものです。
- （２）第 2 項については、事業者に対し、取引の相手方等が暴力団員等でないことを確認するよう努めることを規定し、また、契約等をする際、契約書などの書面に「わが社は暴力団員とは一切関係ありません。」などといった内容の文章を記載させるなどして、暴力団員等でないことを誓約させるよう努めることを規定したものです。

今後、事業者においては、本条例の規定を受け、暴力団排除条項を整備されるよう望むものです。

- （３）暴力団排除条項とは、個人事業者や企業・行政機関等（以下「企業等」という。）と取引相手との法律関係を規定する誓約書、規約、取引約款等の中に設けられる条項であり、暴力団員等が当該取引の相手方となることを拒絶する旨を規定するとともに、企業等が当該取引が開始された後に相手方が暴力団員等であることを知った場合は、契約を解除してその相手方を当該取引より排除できる旨を規定した条項をいいます。

(行政処分)

第13条 事業者が暴力団員等である場合又は第10条若しくは第11条の規定に違反した場合は、市は、指名停止、入札参加資格取り消しその他の行政処分を行うものとする。

【解説】

本条では、事業者への行政処分を規定しています。第6条(4)の解説のとおりですが、改めて、指名停止や入札参加資格取り消しその他の行政処分を行うことを明文化し、暴力団排除に取り組む市の姿勢を示しています。

第4章 青少年の健全育成を図るための措置

(青少年に対する教育等のための措置)

第14条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校をいう。)において、生徒が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。

2 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとるよう努めるものとする。この場合において、市は、青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】

本条は、暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、市長及び教育委員会がその設置する小学校及び中学校において生徒等に対する教育が行われるよう必要な措置を講ずることや社会全体において青少年の育成に携わる者が青少年に指導や助言等の適切な措置を講じることなどを規定したものです。

(1) 第1項における「教育」とは、暴力団の実態、暴力団の悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させる教育をいう。具体的には、暴力団情勢に関する資料の配布、暴力追放啓発ビデオの上映等の警察による情報の提供を基に教職員が実施する教育が挙げられます。

(2) 「必要に応じて」とは、地域の実情や生徒の理解度に応じて段階的にという意味です。

(3) 第2項の「学校及び職場の関係者」とは、学校の教職員やPTA等の関係者並びに勤労青少年福祉法にいう事業主その他の指導的立場にある者をいいます。

(4) 「その他青少年の育成に携わる者」とは、学校や職場と同じような性格を持つ機関・団体の関係者をいう。例えば、各種学校等の関係者や青少年団体の指導者等を指します。

(5) 「青少年」とは、概ね18歳以下を想定しています。

(6) 「指導し、助言し、その他適切な措置をとる」とは、例えば、暴力団関係者が経営するいかげわしい飲食店等を客として利用したり、働いたりしないよう助言すること、暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するため指導することなどをいいます。

(7) 「必要な支援」とは、同項に規定する適切な措置を講ずる者に対する暴力団の現状や暴力団犯罪の実態等の教育に必要な情報の提供又は講師の派遣のほか、青少年の育成に携わる者に対する研修の実施等をいいます。

第5章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条は、この条例の施行に関し、規則等で必要な事項を定めることができる旨を規定したものです。

(適用上の注意)

第16条 この条例の適用に当たっては、市民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

【解説】

本条例の適用に当たり、市民等の権利を公権力が不当に侵害しないように留意する旨を規定したものです。

第6章 罰則

(罰則)

第17条 第9条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第9条第5項又は第6項の規定に違反した元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、5万円以下の過料に処する。

【解説】

本条では、公共工事からの暴力団排除の重要性を十分に考慮して、違反の場合の罰則を定めるものです。

(1) 法定刑を「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」としたのは、京都府の条例と整合を図ったものであり、我が国の法体系における他の様々な行為に対する罰則との均衡を検討し、本条例の規制に係る罰則として適切なものとなるように定めています。

(2) 第1号の「第9条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者」については、誓約書の規定の実効性を担保するために、同行為について罰則を設けたものです。

(3) 第2号では、第9条第5項、第6項に規定する誓約書の徴取等を厳格にするため、違反者に対して過料を処することとしたものです。

(両罰規定)

第 18 条 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。) の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第 1 項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

【解説】

本条は、前条第 1 項の違反行為が行われた場合に、行為者のほか、その行為者と一定の関係にある法人又は自然人をも罰金刑に課すことを規定したものです。

(1) 両罰規定とは、従業者 (法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者) がその法人又は人の業務に関して一定法上の違反行為をした場合に、その直接の行為者を罰するほか、その法人又は人 (業務主体) をも罰する旨の規定をいいます。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

【解説】

この条例は、施行までに一定期間をおいて施行することとしています。これは、広く市民等に条例の趣旨を周知するための期間を置こうとするためのものです。